



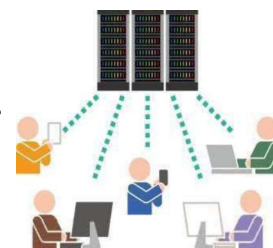
日々進歩する情報通信技術（ICT）環境の中で、行政事務の効率化や安全安心な市民サービスに繋がる情報通信システムを運用し、デジタル技術やデータを活用して、市民の利便性の向上をめざします。

また、各種統計情報について、市民の皆様の御協力をいただきながら調査を進めていきます。

## ○電算係

### 【主な仕事】

- 電子計算組織の運営及び管理に関すること。
- 電子計算組織の適用業務の開発及び調査研究に関すること。  
（住民情報や税情報などの電算処理を行っています。）
- 情報セキュリティに関すること。



### 【事業内容】

#### 1 電算システム運用・管理整備事業

1億8,718万円

行政事務に係る電算システムの運用・開発・調査及び保守管理に関する業務委託及び耐用年数を迎えた機器の更新を行い、高度なセキュリティ対策が施された安定したシステムの運用に努めます。

#### 2 社会保障・税番号制度システム整備事業

416万円

国・地方公共団体間の情報連携システムの維持管理や整備を行います。

## ○デジタル化推進係

### 【主な仕事】

- 電子自治体の推進に関すること。
- 自治体デジタル化の推進及び総合調整に関すること。
- 情報化に関する計画の策定及び進行管理に関すること。

### 【事業内容】

国のデジタル化に向けた政策にいち早く対応し、デジタル技術を活用した市民の利便性の向上や業務の効率化を図ることを目的に、全庁的な推進体制を構築するための体制を整えます。

## ○地域情報係

### 【主な仕事】

- 地域情報化の推進、情報通信格差是正に関すること。
- 行政告知放送端末に関すること。
- 指定統計、人口推計、各種統計資料の収集整備に関すること。





## 【事業内容】

### 1 通信設備維持管理事業

1億8,619万円

市内全域に敷設した光ケーブル網や通信設備などの、維持管理業務を行っています。令和3年度は、しぶし志ネット（通信設備）を民間事業者へ譲渡し、譲渡後も安定的なサービスの提供が可能となるよう助成措置を実施します。また、地図や画像を利用した公開型GISを導入し、インターネットを通じた分かりやすい行政情報の発信を行います。

### 2 告知放送端末管理事業

751万円

行政告知放送端末機器の貸与設置、故障等へ対応し、安定した市民への行政情報提供を行います。

### 3 統計調査関係

196万円

令和3年度において、次の統計調査が実施されます。

#### (1) 経済センサスー活動調査

令和3年6月1日現在で実施します。全ての事業所・企業（ただし、農林漁業に属する個人経営事業所等を除く。）を対象として、5年周期で実施される国の重要な統計調査です。事業所・企業の経済活動の状態を明らかにすることを目的とした調査で、調査結果は地域の産業振興、商店街や中心市街地の活性化のための施策等の基礎資料に利用されます。



その他にも、人口移動調査、教育統計調査（学校基本調査）など、毎年実施する調査があります。また、市では国や県が実施する各種統計調査で調査員を確保するための統計調査員確保対策事業を実施しています。

国が実施します統計調査は、国や県、市町村のいろいろな施策の基礎資料として利用されるだけでなく、民間企業や研究機関などでも経営や研究等の基礎データとしても利用されます。

記入に際しては是非とも調査の必要性を御理解いただき、御協力をお願いいたします。

志布志庁舎472-1111（内線 253・271・282・283・290）  
松山庁舎487-2111（内線 323）

## ○港湾振興係

### 【主な仕事】

港湾振興係は、南九州地域の物流拠点港湾である「志布志港」の利便性の向上や利用促進を図ること、さらに市内外地域の皆様や港を利用する企業などへ志布志港のPRが主な仕事です。

### 【事業内容】

## 1 港湾振興費

### (1) ポートセールス活動事業 360万円

志布志港は、大阪南港との間を毎日就航している「さんふらわあ」、各主要都市との間（東京・大阪・名古屋・沖縄等）を結ぶ「マルエーフェリー」を中心に行われている内貿貨物と、「新若浜地区国際コンテナターミナル」で、台湾・韓国・中国・神戸港等との間に週11便就航しているコンテナ貨物、そして、「国際バルク戦略港湾」の対象品目である穀物など、配合飼料の原料を輸入している外貿バルク貨物、原木（丸太）などを取り扱っています。

原木については、2020年輸出取扱数量（速報値）は、過去最高の約43.7万m<sup>3</sup>の取扱いとなり、2010年以降、11年連続で全国第1位となっています。

志布志市と鹿児島県は、志布志港の更なる利用促進を図るため、それぞれで協議会を設立し、「新若浜地区国際コンテナターミナル」の利用促進を中心に、連携して荷主・船会社等を訪問し、また、併せて志布志港の機能や特徴など継続的にPR活動することで、志布志港の航路充実や取扱貨物量の増加により志布志港の発展が期待されます。

- |                       |       |
|-----------------------|-------|
| ① ポートセールス活動に係る旅費      | 74万円  |
| ② 志布志港ポートセールス推進協議会負担金 | 56万円  |
| ③ 志布志港湾振興協議会への負担金     | 230万円 |



志布志港外港地区にて船積み予定の原木



新若浜地区国際コンテナターミナルにて船から降ろされるコンテナ貨物

### (2) 志布志港関連団体等への負担金等 168万円

志布志港の整備促進及び利用促進、並びに志布志市の貿易促進を図るため、

各種団体へ負担金を支出しています。

＜主なもの＞

① 県貿易協会	30万円
② 日本貿易振興機構鹿児島貿易情報センター	108万円
③ その他、港湾・貿易団体	25万円
④ からいも交流友の会	5万円

### (3) さんふらわあ志布志航路利用促進事業 2, 266万円

志布志港の全体取扱貨物量の約5割を占め、志布志と関西地域を結ぶ海の大動脈である「さんふらわあ」の利用促進を図るため、志布志市及び鹿児島県がそれぞれ協議会を設置し、旅客や乗用車利用の増加対策に取り組んでいます。

さんふらわあPR活動、イベントをはじめ、さんふらわあを利用する10人以上の団体や市内中高校の修学旅行への助成等に取り組んでいます。今年度もさらなる旅客等の利用促進に取り組んでいきます。

① さんふらわあ志布志航路利用促進協議会補助金	1, 530万円
② 県志布志・大阪航路利用促進協議会負担金	736万円

### (4) 誘客促進特別支援事業 2, 500万円

新型コロナウイルス感染症拡大に伴って、フェリーさんふらわあの利用者が激減し、市内観光関連等にも影響が及んでいます。感染症の状況及び対策を踏まえたうえで、志布志大阪航路のさんふらわあ利用者に対して、期間限定の運賃割引キャンペーンを実施し、利用促進を図ります。



さんふらわあ旅客待合所に設置されている検温カメラ・消毒液（志布志港）



さんふらわあ利用者向けレンタサイクル（電動アシスト）事業（志布志港）

### (5) 輸出促進支援事業 120万円

市内の事業所等が、海外へ輸出するための取組み（海外見本市への出展、海外市場の視察、海外商談会への参加、オンライン商談時のサンプル輸送等）に係る経費の一部を助成しています。

### (6) 新若浜地区国際コンテナターミナル利用促進事業 4, 342万円

志布志港を利用するコンテナで輸出入を行う貨物の荷主、ターミナル内の

冷凍・冷蔵電源施設の使用料に対し助成金を交付し、新若浜地区国際コンテナターミナルのさらなる利用促進を図ります。

志布志港は、新若浜地区国際コンテナターミナルに、約 12 万 T E U（T E U：20 フィートコンテナ 1 個分）の蔵置能力を有しています。

国際コンテナターミナルの令和 2 年のコンテナ取扱量（速報値）は約 10.4 万 T E U となり、3 年連続で 10 万 T E U を超える取扱量となっています。

今年度も官民一体となりポートセールス並びに利用促進に取り組んでいきます。

## (7) 市民が親しむ港づくり推進事業 600万円

東の玄関口である志布志港を市民に身近に感じてもらうとともに、観光客等へのイメージアップ等を図るため、さんふらわあの旅客待合所周辺にある緑地公園等の景観維持に努めています。

## 2 港湾建設費（港湾改修事業負担金） 2億1,995万円

志布志港は、昭和 44 年に重要港湾の指定を受け、国、県により整備が進められています。

平成 29 年度から、南九州地域の配合飼料原料輸送コスト削減と安定的で安価な飼料の供給体制が構築されることを目的に「国際バルク戦略港湾」の整備が始まり、平成 30 年度からは、船舶の大型化や 2 隻同時接岸が可能となり、コンテナ貨物輸送の効率化が図られることを目的に、新若浜地区国際コンテナターミナルの岸壁延伸の整備が始まっています。



志布志港の全景

## ○企業立地推進係

### 【主な仕事】

- 企業誘致、企業立地の推進に関する事
- 立地している企業の支援に関する事
- 工業団地の整備・分譲・運営に関する事

## 【事業内容】

- 1 企業立地促進事業 1億102万円
- 市内に企業の事業所や工場等が建設されると、働く場が増えるとともに、市の税収増加につながるだけでなく、まち全体も活性化することになります。
- そのため、本市では、市が定めた条件を満たす事業所や工場等の新設又は増設をした企業に対し、補助金の交付や固定資産税の一部免除（直接事業に要する新設又は増設部分のみ。当初3年間）を行うなど、立地企業への事業の拡大に対する支援をしています。



立地協定調印式

- 2 企業立地推進事業 781万円
- 本市への企業立地の積極的な推進と共に、立地企業及び地場産業からの問合せに対し、迅速かつ丁寧な情報提供を心掛けており、新たな雇用・就労の場を確保し、産業振興と雇用機会の拡大に向けて取り組んでいます。

### <具体的な内容>

- (1) 企業からの立地相談窓口
- (2) 企業立地懇話会の実施  
(東京、大阪等)
- (3) 市内企業訪問
- (4) 市内異業種懇話会の開催
- (5) 市長のトップセールス
- (6) 企業誘致パンフレットの制作
- (7) 情報収集に関する業務委託
- (8) 市内遊休物件等の調査と紹介



市企業立地ガイドブック

- 3 市臨海工業団地整備事業 5億4,404万円
- 志布志都市計画にて準工業地域に位置付けられている志布志港新若浜地区の後背地において、現在整備中の国際バルク戦略港湾関連事業、国際コンテナターミナル岸壁延伸事業、東九州自動車道路、都城志布志道路とも連携し、物流アクセス面でも優位となる臨海工業団地の開発を行っています。

これまで、1工区から3工区（計約8.2ha）において、港湾物流企業4社と土地売買契約を締結し、倉庫の操業が一部開始されており、4工区及び5工区においては、早期分譲に向け造成工事を進めております。

本事業並びに関連事業の推進により、社会基盤の強化とともに地元雇用の拡大を図るため、みなさまのご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。



## ○商工振興係

### 【主な仕事】

- 商工業及び鉱業の振興に関すること
- 消費者安全の確保に関すること
- 商工業及び鉱業に係る公害に関すること
- 商工団体に関すること
- 金融に関すること
- 計量に関すること
- 労働行政に関すること

### 【事業内容】

#### 1 商工会への補助金

##### (1) 商工会活動費補助事業

950万円

商工業の発展、地域住民の福祉のためのまちづくりの原動力となるよう

積極的な活動推進と商工業各部会活動を積極的に実施し、会員相互の連帯を深め商工業者の総合的活性化を図ります。

(2) **グルメ普及推進事業** 141万円

市内飲食店舗との連携を図ったグルメイベントにより、観光入込客の増加を図ると同時に商店街への地域経済循環を図ります。

(3) **販路拡大支援事業** 300万円

市内商工業者が市外物産展や商談会へ参加するための費用の一部を助成し、市内製品の販路拡大とPRを図られるよう支援します。

2 **オラレ志布志事業** 1,412万円

競艇場外発売場「オラレ志布志」の事業による収入金の中から、サンポートしゅしピア2階施設を賃借し、売上向上のための啓発普及活動費に充てています。また、児童及び生徒への防犯グッズの購入や店舗リフォーム助成への事業に役立てていきます。

3 **雇用促進事業** 363万円

市内企業における雇用の促進を図るため、就職合同説明会等を開催し、市内企業のPRを図ります。大隅広域や都城広域2市1町（都城市、曾於市、三股町）とも連携して、雇用促進のための強化を図ると共に、コロナ禍においても、WEBを活用したイベント等も模索していくこととしています。



4 **商店街活性化イベント事業** 200万円

商店街モデル地区の活性化を目的に、賑わい浮揚のためのイベント等を開催し、集客を図ることで商店街の活性化を図ります。



5 **地方消費者行政相談事業** 259万円

消費生活相談員を配置し、消費者から商品やサービス等の購入・契約から発生する苦情や相談ごとがあったとき、これらの問題解決のため、専門的・公正な見地から消費者の支援をします。また、各種消費者啓発の活動を行います。

6 **志布志市商工業支援制度事業** 1,920万円

(1) 店舗リフォーム助成事業（150万円）

商工業の振興対策、また、後継者の育成対策として、既存店舗のリフォームに対して助成します。



(2) 商工業資金利子補給事業（800万円）

経済対策の一環として、志布志市商工会に加盟している商工業者で制度資金等を利用した方に、1年間に支払った融資利率1%の利子相当額以内を利子補給金として交付します。申請をする商工業者は、商工会の審査が必要です。

(3) 創業支援事業（200万円）

専門家による創業のためのアドバイス支援と空き店舗の目立つ市内商店街モデル地区での創業を促進し、産業の活性化を図ります。

(4) 商工業小規模事業承継者対策事業（420万円）

市内商工業者の担い手制度の一つとして、小規模事業者の高齢化及び担い手不足による閉業を食い止めるため、市内外の者を対象に技術習得費を支援し、かつ移住定住の促進を図ります。

(5) スタートアップ商工業者応援事業（350万円）

市内（商店街モデル地区除く）で創業しようとする者に対し、開業に必要な経費の一部を支援し、地域経済の好循環を図ります。

**7 中小事業者設備投資等支援事業 3,000万円**

（新型コロナウイルス感染症経済対策事業）

感染症拡大予防のための店舗等改装、衛生対策に要する設備投資及び備品購入費の経費の一部を補助し、生活様式の変化に対応した事業継続の促進を図ります。

**8 中小事業者管理コスト支援事業 5,999万円**

（新型コロナウイルス感染症経済対策事業）

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営持続に支障をきたしている事業者に対し、事業継続に最低限必要な固定経費の一部を支援することで経営負担の軽減を図ります。

**○観光特産品係**

【主な仕事】

- |                  |               |
|------------------|---------------|
| ■ 観光に関すること       | ■ イベントに関すること  |
| ■ 国民宿舎に関すること     | ■ 観光諸団体に関すること |
| ■ 観光施設等の管理に関すること | ■ 市の特産品に関すること |

【事業内容】

**1 観光振興事業 1,443万円**

「おもてなしの玄関口」であるJR志布志駅の「総合観光案内所」を拠点に、おもてなしの心の醸成や受け入れ態勢の充実を図るとともに、情報発信や体験型メニューを含む観光商品の販売委託、メディアやSNSを活用し本市の魅力



を広くPRする事業を展開し、観光客を誘致します。また、本市の将来に向けた観光振興の指針となる第2次観光振興計画を策定します。

## 2 魅力ある観光地づくり事業

1 2 9 万円

本市の観光スポットを活かした事業を継続して実施し、市内外へのPRと観光素材としての価値を高め、年間を通して観光客誘致に繋がる事業を展開します。



## 3 特産品振興事業

2, 3 2 2 万円

アピア内の特産品販売所「港湾通り」や特産品インターネットショッピングサイトを通じて本市の特産品を紹介し、全国に魅力を伝えることによって特産品の販売促進を図ります。

また、特産品の振興を図るために商品開発、取材、宣材製作、市場調査及び情報発信を行い、全国規模の取引が出来る環境の整備に取り組めます。



## 4 東京駐在所運営事業

1, 3 5 3 万円

一般社団法人志布志市観光特産品協会を通じ、主に首都圏を対象として、本市特産品イベントの実施及び販路拡大、関係人口拡大、移住定住促進を視野に入れた活動を行います。

## 5 観光特産品協会運営事業

3, 9 2 8 万円

一般社団法人志布志市観光特産品協会の組織運営・強化等に要する費用の一部を運営事業として助成し、志布志市の観光振興及び特産品振興に関する事業を推進します。

## 6 スポーツ合宿等誘致事業

5 4 0 万円

行政、民間が一体となった誘致活動や、スポーツ合宿等誘致奨励金を交付することによって、更なる合宿の誘致を図るとともに、関係機関・団体と連携し歓迎、交流することによって競技スポーツの底辺拡大や観光振興に寄与します。

## 7 貸切バス旅行誘致事業

2 1 5 万円

コロナ禍によるマイクロツーリズムの高まりや県内教育旅行の誘致を目的として、貸切バスによる団体旅行を誘致します。

## 8 イベント運営事業

- |                           |          |
|---------------------------|----------|
| (1) 志布志お釈迦まつり助成事業         | 5 3 7 万円 |
| (2) 志布志みなとまつり助成事業         | 8 0 1 万円 |
| (3) 大隅の國やっちく松山藩秋の陣まつり助成事業 | 5 8 3 万円 |

## 9 観光施設管理事業

4, 3 9 3 万円

蓬の郷やダグリ岬遊園地、海水浴場、宝満寺公園等の観光施設を適切に管理、活用し、利用者の利便性や安全面の向上を図るとともに、計画的に施設・設備等の更新を行います。



## ○ふるさと納税係

### 【主な仕事】

- ふるさと納税に関すること
- 寄附金受領証明書発行及びワンストップ特例申請受付に関すること

### 1 ふるさと納税推進事業

1 8 億 6, 3 4 8 万円

志あふれるまち・志布志を全国から応援してもらうために、ふるさと納税を受け付けています。お礼の品として志布志市の特産品を贈り、志布志市の魅力や寄附の使い道など情報を発信し、志布志への応援者を募ります。また、令和2年4月から観光特産品係とふるさと納税はシティセールス室として位置づけられていることから、観光及び特産品振興に努めてまいります。

### 2 寄附金受領証明書発行及びワンストップ特例申請受付事業 4, 4 4 5 万円

志布志市へふるさと納税をした寄附者に対し、寄附金受領証明書の発行をします。また、ワンストップ特例申請を希望する寄附者の申請受付を行い、寄附控除代理申請をします。

### ● 寄附金の活用状況

令和2年度は、貸切バス旅行誘致事業、JR志布志駅舎等整備事業など102の事業に総額約18億円を活用しました。



### <貸切バス旅行誘致事業>

新型コロナウイルス感染拡大による影響を受けた市内観光関連施設へ貸し切りバスによる団体旅行の誘致を図ることを目的した事業です。



### <JR志布志駅舎等整備事業>

全国の皆さんからいただいたふるさと納税を活用し、「にぎわいが生まれる拠点」としてJR志布志駅舎等の整備を行いました。

### ●寄附金の受入状況 18,370,096,640円（令和3年2月末現在速報値）

年度	市への直接寄附分		かごしま応援寄附金分配分
	件数	寄付額（円）	寄付額（円）
2	213,945	4,991,999,088	—
1	154,020	4,024,375,937	—
30	164,295	3,270,820,112	—
29	153,205	3,039,999,838	—
28	99,271	2,246,682,286	223,169
27	34,336	745,006,261	300,984
26	57	5,134,000	271,507
25	54	7,090,000	284,511
24	58	8,662,000	255,659
23	40	6,500,000	528,427
22	66	9,437,118	497,502
21	17	11,045,000	389,659
20	10	3,345,000	288,497
合計	819,374	18,370,096,640	3,039,915

志あふれるまち 志布志市

ふるさと納税

**志布志市**

**鹿児島県**

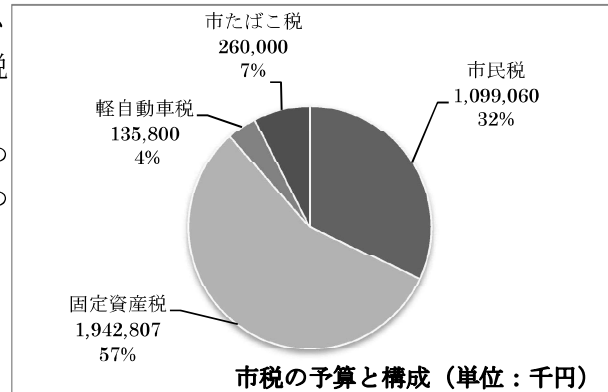
SHIBUSHI  
KAGOSHIMA, JAPAN

有明庁舎474-1111 (内線 142・147・154・158)  
 志布志庁舎472-1111 (内線 230・231)  
 松山庁舎487-2111 (内線 222・223)

税務課では、市民の皆様が健康で安心安全に生活するための財源として、市税に関する仕事を担当しており、市民税、固定資産税、収納管理、滞納整理の4つの係で構成されています。主な仕事についてご紹介します。

## 市税歳入予算総額

34億3,766万円



## ○市民税係



申告受付の様子

### 【主な仕事】

市民税係は、市県民税、法人市民税、軽自動車税、たばこ税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料に関する課税事務や納税通知書等の送付事務を行っています。

また、納税証明書等税証明書の発行や原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識(ナンバープレート)の交付、2月～3月には申告相談業務も実施しています。

## ○固定資産税係

### 【主な仕事】

固定資産税係では、皆さんが所有する市内の資産(土地・家屋・償却資産)について現地調査や資料収集を行い、総務省が定める「固定資産評価基準」に基づき適正な評価を行っています。また、固定資産税課税台帳に基づく各種証明書(名寄帳や地籍図の写し等)の発行業務や、各資産の申告書の受理等の手続を行っています。

固定資産税は、固定資産の「適正な価格」を課税標準額として課税します。その課税標準額の基礎となるのが「評価額」であり、土地と家屋の評価額は、「固定資産評価基準(総務省告示)」に基づき3年ごとに見直すことになっています。

令和3年度は評価額見直しの年ですが、新型コロナウイルス感染症拡大による景気悪化を踏まえ、地価変動に伴い評価額が上昇した土地の固定資産税に係る負

担軽減を図るため、令和3年度の税額を令和2年度と同額に据え置く国の税制改正に伴う措置を講じます。

なお、この措置は令和3年度に限るものであり、令和4年度及び令和5年度は評価替えの結果を反映させることとなります。

また、次の場合は例外的に土地の評価見直し対象となります。

- 新たに固定資産税の課税対象となる土地・家屋がある場合
- 土地の分筆・合筆や地目の変更、家屋の増築や滅失（取壊し）があった場合
- 据置き年度において地価の下落があり、基準年度の水準に据え置くことが適当でない場合

## ○収納管理係

### 【主な仕事】

収納管理係では、市税等の収納事務や「税を考える週間」を通しての納税意識高揚の啓発等を行っています。

市民の皆さんが健康で文化的な生活をしていくために市が行う様々な事業や公共サービスの費用は、皆さんに納めていただく市税等でまかなわれています。憲法では国民の三大義務のひとつとして「納税」が掲げられています。納税通知書等を受け取られたら、納期限までに納付をお願いします。バーコード付き納付書は、従来の金融機関に加え、コンビニエンスストア（コンビニ）でも納付できます。

また、市税等の納税には、安心して便利な口座振替をお勧めしています。金融機関やコンビニエンスストアに納めに行く手間が省け、納め忘れることがない口座振替をご利用ください。

## ○滞納整理係

### 【主な仕事】

滞納整理係では、市税等を納期限内にきちんと納められている方との不公平が生じないように、未納の方には納付をお願いする文書を発送し、納税に関する個別の相談も受けています。これらの呼びかけに応じず、納付がない場合、公平性を確保するため、財産（不動産、動産、給料、預貯金など）を差し押さえます。また、その後も特別な理由もなく滞納が続く場合には、差し押さえた財産を公売などで現金化し、滞納された市税等に充てることとなります。

納税に関する問題や困り事がありましたら、税務課への早めの相談をお願いします。

有明庁舎474-1111 (内線 112・119・132・135)  
 志布志庁舎472-1111 (内線 222・221・224)  
 松山庁舎487-2111 (内線 321・225)

## ○市民年金係

### 【主な仕事】

- 出生届・死亡届・婚姻届等その他の各戸籍関係の届書の受理・審査・記載等に関する事務
- 住民基本台帳の記録、印鑑登録及び各種証明等に関する事務
- マイナンバーカードの申請・交付・更新に関する事務
- 国民年金の被保険者資格の異動届出
  - 退職などにより厚生年金から国民年金に加入するときの届出（第2号・第3号被保険者から第1号被保険者へ変更する場合）
- 保険料の免除申請、納付猶予の申請、学生納付特例、産前産後の保険料免除
  - 一定の要件を満たした場合、保険料免除、または納付が猶予されます。
- 住所・氏名・生年月日・性別変更（訂正）、年金手帳再交付の申請
- 国民年金の給付請求

### 【事業内容】

#### 1 戸籍住民基本台帳費

4, 019万円

#### 【各種届出時に必要なもの】

区分	○印は持参するもの						届出期間
	印鑑	国民健康 保険証	年金手帳	母子手帳	印鑑 登録証	その他	
婚姻届	○	○	○			戸籍謄本	
出生届	○			○		出生証明書	14日以内
死亡届	○	○	○		○	死亡診断書	7日以内
転入届	○		○	○		転出証明書	14日以内
転出届	○	○	○		○		14日以内
転居届	○	○	○				14日以内

- (1) 戸籍の届出（婚姻・離婚・養子縁組等）の際は、本人確認資料（マイナンバーカード、免許証等の官公署発行の写真付きのもの）が必要です。
- (2) 住民異動届（転入・転出・転居）の際は、マイナンバーカード（変更事項記載のため）・本人確認資料（マイナンバーカード、免許証等の官公署発行の写真付きのもの）が必要です。  
 なお、本人及び同一世帯の者以外が届出をする場合は、委任状と代理人自身の本人確認資料（マイナンバーカード、免許証等の官公署発行の写真付きのもの）が必要です。
- (3) 住民票や戸籍謄本等の請求時には、本人確認資料（マイナンバーカード、免許証等の官公署発行の写真付きのもの）が必要です。

## 【その他の注意事項】

### 1 登録印鑑と登録証は大切に

印鑑登録	登録する印鑑を持って本人がお越してください。 本人確認のため官公署発行の写真付きの身分証明書（マイナンバーカード、免許証等）が必要です。
印鑑登録証明書交付	必ず『印鑑登録証（市民カード）』をお持ちください。 ※ 印鑑登録証の提出がなければ、印鑑登録証明書の交付はできません。

### 2 マイナンバーカードの取得促進について

#### (1) 導入趣旨

マイナンバー制度が平成27年10月から始まりました。これは、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うためのものであり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。



#### (2) マイナンバーカードの取得促進について

マイナンバーカードは、令和3年度から健康保険証として利用できるようになるなど、利便性が更に向上していきます。市では、取得を促進するため、専用窓口の時間延長や休日開庁、公民館等での出張申請などを行います。また、スマートフォンで簡単に申請することもできますので、お気軽にお問い合わせください。

### 3 市民カードの利用について

「志布志市民カード」があれば、平日は午前8時から午後7時まで、土・日祝日は午前8時から午後5時まで、自動交付機で住民票・印鑑証明・所得証明・課税証明・納税証明を取ることができます（暗証番号の登録が必要です。）。

### 4 パスポート（旅券）事業について

市役所有明庁舎で、パスポート（旅券）の申請・交付ができます。

#### (1) 申請に必要な書類

- ① 一般旅券発給申請書1通（申請書は3庁舎の市民年金係に備えてあります。）
- ② 戸籍謄（抄）本1通（発行日から6か月以内のもの）





- ③ 写真（縦 4.5 c m、横 3.5 c m） 1 枚  
（細かい規定があります。できるだけ写真店でパスポート用として撮影してください。）
- ④ 本人確認のための書類（マイナンバーカード、運転免許証等の官公署発行の顔写真付きのもの等）
- ⑤ 前回取得したパスポート（パスポート更新の場合は必要となります。）
- ⑥ 住民票 1 通（志布志市に住民登録されている人は省略できます。）

(2) 旅券の手数料

有効期間	申請時の年齢	収入印紙	鹿児島県 収入証紙	合 計
10 年	20 歳以上	14,000 円分	2,000 円分	16,000 円分
5 年	12 歳以上	9,000 円分	2,000 円分	11,000 円分
	12 歳未満	4,000 円分	2,000 円分	6,000 円分

**5 国民年金事務費**

**367万円**

【年金の種類と申請できる時期】

年金の種類	申請できる時期
老齢基礎年金 (国民年金法第26条)	65歳になったとき（繰上げ、繰下げもできます。）
障害基礎年金 (国民年金法第30条)	国民年金法に定める1級又は2級の障がい者になったとき
遺族基礎年金 (国民年金法第37条)	加入者が死亡したとき（同一生計で18歳未満の子又は子のある配偶者が請求できます。）
未支給年金 (国民年金法第19条)	年金受給者が死亡したとき（未支給分の年金請求ができます。）
死亡一時金 (国民年金法第52条の2)	3年以上保険料を納めていた人が年金を受けずに死亡したとき
寡婦年金 (国民年金法第49条)	10年以上保険料を納めていた夫が年金を受けずに死亡したとき（婚姻関係が10年以上の妻が60歳から65歳の間支給されます。）

- (1) 第3号被保険者は、配偶者（第2号被保険者）の勤務先で手続きします。
- (2) 国民年金保険料は、日本年金機構から送られてくる納付書で納めます。
- (3) 保険料の納付は、口座振替や電子納付、クレジットカード払いが便利で、口座振替や前納にすると割安です。

**(環境政策室)**

利便性を追求するライフスタイルが定着した結果、温暖化や水不足等をはじめとする地球規模での環境問題が発生し、その影響の大きさが懸念されています。

市では、令和元年度に定めました第2次志布志市環境基本計画に基づいて、これらの課題解決に資する一般廃棄物の排出抑制や減量化・資源化の更なる推進はもとより、地下水の保全等に関する取組についても検討していきます。

また、生活雑排水による環境への影響を軽減するため、合併浄化槽の設置、農業集落排水施設への接続を推進します。



## ○環境政策係

### 【事業内容】

#### 1 環境衛生費

##### (1) 地球温暖化防止対策

3万円

市民レベルでの地球温暖化対策普及促進のため、二酸化炭素の排出量抑制につながる「緑のカーテン」推進事業などを展開します。

##### (2) メリケントキンソウ対策事業

195万円

公園等でメリケントキンソウの薬剤駆除を実施するとともに、啓発看板を設置し、生態を知っていただき、草取り等での駆除を推進します。

##### (3) 希少野生保護活動事業

6万円

希少野生動植物の保護活動を支援することにより、自然環境の保全を図ります。

##### (4) 指定ごみ袋作成事業

1,995万円

一般ごみ、資源ごみ及び紙おむつ専用袋を作成し、適正なごみの排出を推進します。



##### (5) 曾於南部厚生事務組合負担金

1億5,521万円

志布志市と大崎町で、一般ごみの最終処分場、火葬場、し尿処理場の運営を行うために一部事務組合を設置しています。

##### ① 清掃センター

4,567万円

##### ② 衛生センター

8,710万円

##### ③ 火葬場

2,244万円



- (6) 曾於北部衛生処理組合負担金 1,255万円  
し尿の処理のため、曾於市の施設を利用するための負担金です。
- (7) 曾於市斎苑負担金 398万円  
曾於市の火葬場を利用するための負担金です。
- (8) 志布志市衛生自治会補助金 909万円  
確実なごみ出しを推進するために、環境保全・衛生思想の普及に関する環境学習会の開催、共生協働の取組である「マイロードクリーン大作戦」を推進します。  
また、空き缶やペットボトル等、収集した資源ごみの売り払い益金の一部を「資源ごみ分別報奨金」として各単位衛生自治会へ還元します。
- (9) 共同墓地管理補助事業 47万円  
高齢化などの理由から利用者の減少している共同墓地について、水道使用料のうち基本料金を2分の1以内で助成し、地域の負担軽減及び共同墓地の適正管理を支援します。
- (10) 市営墓地管理事業 482万円  
市営墓地利用者の利便性を向上させるため、草払いや支障木伐採等の維持管理、施設の補修等を実施します。
- (11) 狂犬病予防接種事業 7万円  
狂犬病予防法に基づいた所有者による登録を周知するとともに、狂犬病予防接種の集団接種を実施し、適正な畜犬管理を行います。
- (12) 災害廃棄物処理計画策定事業 45万円  
大規模な災害等により発生した災害廃棄物処理に対し、適正かつ円滑な処理の実施を目指すために、「災害廃棄物処理計画」を策定します。

## 2 塵芥処理費（ごみ処理に必要な費用です。）

- (1) ごみ収集運搬業務委託料 1億4,107万円
- ① 生ごみ  
週に3回収集します。水を切って、収集日の朝8時までに出しましょう。
- ② 資源ごみ  
月1回の収集に加え、指定ごみ袋で回収する品目について、特別回収を実施し、月2回の収集体制とします。分別については、「分別ポスター」や「志布志市LINE」を参考にしてください。資源の有効活用にご協力ください。

③ 粗大ごみ

戸別収集を行います。お住まいの地域の委託業者に電話で申し込んでください。

- 有明・松山地区      大隅衛生企業株式会社      TEL：471 - 6070
- 志布志地区      有限会社ミヤウチ      TEL：473 - 1199

④ 一般ごみ

週に1回収集します。最終処分場の延命化のためにも、しっかり分別してください。

**(2) 生ごみ・草木剪定枝リサイクル（堆肥化）委託料      6,848万円**

収集した生ごみや草木は、有限会社そおりサイクルセンター松山有機工場で堆肥化しています。この堆肥は、「循ちゃん堆肥」として、学校や公民館等に配布したり、市役所で販売したりしています。循ちゃん堆肥は、地域通貨「ひまわり券」でも交換できます。



**(3) 資源ごみ中間処理業務委託料      7,629万円**

収集した資源ごみを再商品化事業者へ引き渡すため、品目ごとに必要な圧縮・梱包、保管に関する業務を曾於地区内統一して有限会社そおりサイクルセンターに委託しています。



**(4) 環境パトロール・ごみ出し困難者対策事業      813万円**

市内全域を巡回し、不法投棄の防止、ポイ捨てごみの収集及び分別処理を行います。また、家庭ごみの排出に支障をきたしている高齢者や体の不自由な方に対し、ごみステーションまでのごみ搬出をお手伝いします。

**(5) 分別基準適正化物の再商品化負担金      59万円**

容器包装リサイクル法により、市町村から排出される資源ごみ（分別基準適合物）の再資源化を図るため、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ負担金として支出しています。

**(6) 使用済紙おむつ再資源化事業      322万円**

使用済紙おむつ再資源化に向けて、実証実験及びモデル回収を継続して実施します。埋立ごみの約2割を占める紙おむつをリサイクルすることで、最終処分場の延命化につなげるとともに、国内外で普及可能な再資源化システムの確



立を目指します。

## (7) 海岸漂着物等地域対策推進事業

73万円

海岸に漂着したごみによる、海岸機能の低下や環境・景観の悪化を防ぐため、収集、運搬及び処分を行い、海岸環境保全を図ります。

## ○環境整備係

### 【事業内容】

#### 1 公共用水域保全事業

630万円

単独浄化槽又はくみ取り便槽を撤去して合併浄化槽を設置した場合又は農業集落排水施設（下水道）に接続した場合に10万円を限度として補助します。ただし、既存の単独浄化槽又はくみ取り便槽を撤去せず埋め置きした場合は4万円を限度として補助します。

合併浄化槽への転換又は農業集落排水施設に接続することで、家庭から出るし尿や生活雑排水が適正に処理され、公共用水域の水質保全が図られます。

#### 2 浄化槽設置整備事業

3,993万円

専用住宅に浄化槽を設置する場合、次の補助額を限度として補助金を交付します。ただし、農業集落排水施設区域内や貸家、合併浄化槽の更新等は対象となりません。

<補助額>

##### (1) 単独浄化槽又はくみ取り便槽から合併浄化槽への転換

5人槽：33万2千円・7人槽：41万4千円・10人槽：54万8千円

##### (2) 新築住宅(市内業者が施工する場合)

5人槽：22万1千円・7人槽：27万6千円・10人槽：36万5千円

##### (3) 新築住宅(市外業者が施工する場合)

5人槽：11万0千円・7人槽：13万8千円・10人槽：18万2千円

#### 3 下水道管理特別会計

市内4地区で農業集落排水施設の維持管理を行っており、家庭から出るし尿や生活雑排水を適正に処理することで、公共用水域の水質保全を図ります。

##### (1) 一般管理費

1億968万円

職員の人件費や市内4地区の農業集落排水施設の維持管理、企業会計移行に伴う資産調査等の業務委託等に要する経費です。

##### (2) 公債費

2億49万円

市内4地区の農業集落排水施設の建設等のために、財務省、地方公共団体金融機構等から借り入れた長期債務の元金及び利子の償還に要する経費です。

有明庁舎 474-1111 (内線 172・174・177・251)

志布志庁舎 472-1111 (内線 201・202・203・204)

松山庁舎 487-2111 (内線 272・276)

子育て支援センターはぐくみランド 472-8993

## ○児童福祉係

### 【事業内容】

#### 1 出産祝金支給事業 1,600万円

少子化対策の一環として、子どもの健やかな成長を願い、第1・2子を出産した親に5万円、第3子以降を出産した親に10万円の出産祝金を支給します。

#### 2 病児保育事業 899万円

児童が病気時に保護者の仕事などの都合により家庭で育児が出来ない場合、回復期にあり保育所などに預けられない場合など一時的に子どもを小児科医療機関に付設された施設で預かります。委託先：医療法人慈幼会（井手小児科）

#### 3 子どものショートステイ事業 17万円

保護者が疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭等の理由で、児童の養育が一時的に困難となった場合、児童養護施設において24時間体制で短期間（原則7日以内）預かります。委託先：かのや乳児院、大隅学舎、慈光園

#### 4 ひとり親家庭医療費助成事業 1,830万円

ひとり親家庭等の親と子を対象に、児童が18歳に達した年度末まで、各健康保険法の規定により支払った医療費の自己負担分（高額療養費等を除く）について助成を行います。

ただし、所得が一定以上の場合は、対象外となります。

なお、市役所での申請のほか、受診の際に市内医療機関等（一部市外医療機関）でも助成の申請を行うことができます。

#### 5 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 2億833万円

保護者の就労等により、学校から帰宅しても1人で過ごすことになる小学生を、授業の終了後預かり健全な育成を行います。

なお、国の補助事業を活用し、放課後児童クラブを実施するための施設を整備し、放課後児童対策の推進を図ります。

名 称	電話番号	名 称	電話番号
新橋児童クラブ（松山小学校内）	487-2146	たちばな児童クラブ（潤ヶ野小学校内）	472-0300
泰野児童クラブ（みどり保育園内）	487-8156	あゆみ児童クラブ（若草あゆみこども園内）	472-3436
尾野見児童クラブ（旧JA尾野見事業所内）	487-9545	伊崎田児童クラブ（伊崎田こども園内）	474-1851
		有明児童クラブ（有明保育園内）	474-1850
志布志児童クラブ（志布志小学校内）	472-0544	太陽の子児童クラブ（通山こども園内）	474-1506
香月児童クラブ（香月小学校内）	472-1369	蓬原児童クラブ（蓬原保育園内）	475-1921

スマイル児童クラブ（ホテル志布志内）	472-0300	のがみ児童クラブ（若草のがみこども園内）	475-1920
		宇都育心児童クラブ（西光こども園内）	475-0105
あんらく児童クラブ（あんらく保育園内）	472-0098	おおぞら児童クラブ（おおぞらこども園内）	479-2164

**6 地域子育て支援拠点事業**

**1,385万円**

子育て家庭などに対する育児不安などについての相談指導、子育てサークルなどへの支援を行ないます。

名 称	電話番号	利用時間
志布志市子育て支援センター「はぐくみランド」（アピア横鉄道記念公園内）	472-8993	月～土（祝日休み） 8:30～17:15
通山子育て支援センター「たんぽぽハウス」（通山こども園内）	474-2121	月～金（祝日休み） 8:00～17:00



**7 ファミリーサポートセンター事業**

**14万円**

育児の援助をしてほしい方（依頼会員）と援助したい方（提供会員）を組織化し、相互援助活動を行うことを目的とするものです。

窓口は、志布志市子育て支援センター「はぐくみランド」となります。（ファミリーサポートセンターは、会員間の連絡調整を行う機関であり、お子さんを預かる施設ではありません。）

対象児童：生後3か月以上の乳幼児、小学生

**8 子ども医療費助成事業**

**1億2,429万円**

高等学校卒業前の世代までの子どもの疫病の早期発見・早期治療を促進するため、各健康保険法の規定により支払った医療費の自己負担分（高額療養費等を除く）について助成を行います。

なお、令和3年4月から、住民税非課税世帯の未就学児に加え、高校生世代までが新たに窓口負担無料の対象に加われました。

**9 養育医療給付事業**

**420万円**

母子保健法第6条第6項に規定する未熟児で、医師が入院養育を必要と認められたものに対して、その治療に必要な医療費を助成します。

**10 児童手当支給事業** **5億4,234万円**

対象者は中学校修了までの子どもとなり、支給額は、3歳未満児は月額1万5千円、3歳から小学校卒業までの第1子、第2子は月額1万円、第3子以降は月額1万5千円、中学生には一律月額1万円で、6月、10月、2月に支給します。

なお、所得が制限額以上の世帯の子どもについては、年齢に関係なく一律5千円となります。

**11 児童扶養手当支給事業** **2億2,262万円**

離婚等によりひとり親家庭となった方や、父親または母親が一定の障がいがある家庭等の児童を監護している方、父親又は母親に代わって児童を養育している方に5月、7月、9月、11月、1月、3月に、それぞれの前月分までを支給します。ただし、所得が一定額以上の場合は、支給対象外となります。

**12 自立支援教育訓練給付金事業** **18万円**

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座等、就業に結びつく可能性の高い講座を受講する母子家庭の母又は父子家庭の父に対し、訓練給付金を支給します。

支給を受けようとする方は、受講開始の前に指定申請書を福祉事務所長に提出し、教育訓練講座の指定を受けなければなりません。

**13 高等技能訓練促進事業** **125万円**

母子家庭の母又は父子家庭の父が、就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格を取得するため、2年以上養成機関などで修学する場合に、全ての修学期間について訓練等の費用を支給します。

支給対象となる資格		
看護師(准看護師含む)	介護福祉士	保育士
理学療法士	作業療法士	歯科衛生士
保健師	美容師及び理容師	

**14 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業** **15万円**

より良い条件での就職や転職、正規雇用の可能性を拓げるため、ひとり親家庭の親が高卒認定試験合格のための講座を受講する場合、その受講費用の最大で6割を支給します。

支給を受けようとする方は、受講開始の前に指定申請書を福祉事務所長に提出し、対象講座の指定を受けなければなりません。

**15 保育所運営事業** **18億4,137万円**

保護者の就労等により、家庭で保育することができない児童を保育所等で保



育します。

また、通常保育のほかに、特別保育事業（延長保育・休日保育・障がい児保育）を実施し、女性の社会参画の進展、就労率の上昇や就労形態・勤務形態の多様化等、様々な保護者ニーズ等に対応し、子育てと仕事との両立支援を図ります。

なお、令和元年10月から、3歳から5歳の子ども及び0歳から2歳の非課税世帯の子どもの、保育料は無償化の対象となります。

また、令和2年4月より、市内の0歳から2歳の課税世帯の子どもの保育料についても、国基準額の6割を補助しています。

## (1) 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化などによる保育時間の延長に対応するため、保育所の通常の開所時間の前後において、保育時間の延長保育を行っている補助基準に該当する保育所等に補助金を交付しています。

## (2) 障がい児保育事業

障がい児の保育の推進を図るため、障がい児を受け入れている保育所等に事業実施を委託しています。

## 16 母子生活支援事業

240万円

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、保護するとともに自立促進を支援します。

県内外を含めた施設への措置を行います。

## ○社会福祉係

### 【事業内容】

#### 1 養護老人ホームへの入所措置・老人保護措置費

2億4,600万円

自宅での生活に不安がある方や、養護を受けることが困難な方を、養護老人ホームに入所させ養護する事業です。

<対象者>

- (1) 65歳以上で、環境や経済的理由で、居宅において養護を受けることが困難な者
- (2) 入院加療を要しない状態で、家族や住宅の状況など、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが困難であると認められる者。

#### 2 地域ケア会議

5万円

介護予防・生活支援の観点から、要介護となるおそれのある高齢者等を対象に、効果的な予防サービス及び養護老人ホームの入所措置等に関して地域ケアの総合調整を図るため設置しています。

他には養護老人ホーム入所判定に伴う意見聴取をしています。

**3 生活支援ハウス運営事業 836万円**

高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して生活が送れるよう支援することが目的で、社会福祉法人隆愛会に委託して運営しています。

＜対象者＞

市内に居住を有する原則として60歳以上のひとり暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者又は家族に援助を受けることが困難な者であって高齢等のため独立して生活することに不安のあるもの

利用料は収入によって異なりますが、最大で月額5万円です。(光熱費等は実費) 入居については、長くて概ね1年としています。利用定員は10名となっています。

**4 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業 36万円**

在宅の寝たきり高齢者等が日常的に使用する寝具を洗濯・乾燥・消毒することにより、清潔で快適な生活が過ごせるよう支援するものです。

なお、利用料等は無料です。

**5 敬老祝金支給事業 1,487万円**

市内に居住する高齢者に対し、長寿を祝福して敬老の意を表すために敬老祝金を支給しています。

支給対象者は、支給日の属する年における年齢が数え77歳、数え88歳、数え99歳の方と、支給日の属する年度内に、満80歳、満85歳、満90歳、満95歳若しくは満100歳以上の方で、当該年の9月1日現在において、本市の住民基本台帳に記載され、かつ本市に居住して生計を営んでいる方です。支給金額は次のとおりです。

敬老祝金支給事業対象	金額	敬老祝金支給事業対象	金額
喜寿(数え77歳)	3,000円	満80歳	3,000円
米寿(数え88歳)	10,000円	満85歳	5,000円
白寿(数え99歳)	30,000円	満90歳	10,000円
		満95歳	20,000円
		満100歳以上	50,000円

**6 生活指導型ショートステイ事業 19万円**

在宅のひとり暮らし高齢者等で、自立した生活に不安がある方に対して、養護老人ホーム等の空き部屋等に一時的に宿泊していただき、生活習慣等の指導を行うとともに、体調調整を図り、要介護状態への進行を予防するための事業です。利用期間は、原則7日以内ですが、市長が必要と認めた場合は必要最小限度で延長が可能です。利用回数は、1人当たり3か月に1回を限度とし、利用料は、1人1日当たり381円です。(食費は別途かかります。)

## 7 福祉タクシー運行事業

1, 889万円

日用品の購入、通院等に不便を強いられている高齢者等の交通手段を確保するため、福祉タクシーを運行し、交通弱者の利便性を図るものです。

対象者は、市内に住所を有する65歳以上の方や障がい等により自動車の運転が困難な方、また運転に不安がある方や傷病等で運転が困難な方も含まれます。



利用料は無料ですが、事前に登録する必要があります。

## 8 ふれあいサロン活動助成事業

288万円

高齢者の閉じこもりや寝たきりを防止するため、地域に密着した形で生きがいをもち安心して生活ができるように、楽しい仲間づくりをボランティアの方々と一緒になって定期的に運営し、孤独感の解消や心身の機能低下防止を図る活動です。

(開設箇所)

有明地区 15 か所・松山地区 16 か所・志布志地区 34 か所 合計 65 か所

## 9 災害関係業務

86万円

大規模な災害が発生した場合は、災害弔慰金等を支給します。また、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する条例の適用を受けない災害が発生した場合は、被災者に市独自の災害見舞金を支給します。

- (1) 災害弔慰金 災害により死亡した場合 1人当たり 15万円
- (2) 災害見舞金 住家の全壊又は全焼：1世帯当たり 10万円  
住家の半壊又は半焼：1世帯当たり 5万円  
床上浸水：1世帯当たり 3万円

## 10 生活困窮者自立支援事業

2, 281万円

生活保護に至る前の段階の自立支援対策の強化と生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることがないように、生活困窮者に対して、自立相談の支援、就労に向けた支援、家計に関する相談支援及び住宅確保給付金の支給を行います。

## ○障害福祉係

### 【事業内容】

- 1 重度心身障害者医療費助成事業** **8, 133万円**  
重度の身体障がい者、知的障がい者が、各健康保険法の規定により支払った医療費の自己負担分（高額療養費等を除く）について助成を行います。  
なお、市役所での申請のほか、受診の際に市内医療機関等（一部市外医療機関）でも助成の申請を行うことができます。
  
- 2 心身障害者扶養共済制度負担金助成事業** **38万円**  
心身障がい者の保護者が、死亡又は重度の障がい者となった場合の心身障がい者の経済的不安を軽減するための共済制度の一部掛金を助成します。
  
- 3 障害児通所支援給付事業** **8, 194万円**  
児童発達支援事業や放課後等デイサービス等を必要としている児童に対して日常生活における基本的動作や集団生活への適応のための訓練等を提供します。
  
- 4 児童発達支援利用者負担額助成事業** **30万円**  
児童発達支援事業を利用する児童の保護者に対し、利用者負担金の全額を助成します。
  
- 5 放課後等デイサービス利用者負担額助成事業** **168万円**  
放課後等デイサービス事業を利用する児童の保護者に対し、利用者負担金の全額を助成します。
  
- 6 特別障害者手当等支給事業** **1, 296万円**  
重度の心身障がい者（児）で、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の者（児）に手当を支給します。
  
- 7 補装具費給付事業** **1, 000万円**  
身体障がい者（児）の日常生活や社会生活の質の向上を図るため、用具の購入、修理及び借り受けを行うための費用を助成します。
  
- 8 障がい者基幹相談支援事業** **1, 253万円**  
障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。  
曾於市や大崎町での相談支援体制強化のため、各施設と連携をとり、迅速な対応を目指します。



障がい者スポーツ・レクリエーション大会

- 9 地域活動支援センター事業** **30万円**  
障がいのある人が通い、創作的な活動や生産活動の提供、社会との交流の促進等の場を提供します。
- 10 移動支援事業** **300万円**  
屋外での移動が困難な重度障がい者に、外出のための支援を提供します。
- 11 訪問入浴サービス事業** **50万円**  
身体上又は精神上的の障がいがある方に対し、訪問入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。
- 12 日中一時支援事業** **1,300万円**  
障がい者に日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。
- 13 成年後見制度利用支援事業** **65万円**  
障がい福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用支援を図ります。
- 14 日常生活用具給付事業** **1,300万円**  
障がい者に対し、日常生活を容易にするために、ストーマ装具等を給付します。
- 15 自動車改造・免許取得費助成事業** **60万円**  
身体障がい者・知的障がい者が、普通自動車運転免許を取得した場合に、その経費の一部を助成します。また、上肢機能障害、下肢機能障害又は体幹機能障害の1級から3級の手帳を有する者に対し、自立した生活、社会活動への参加及び就労のために、自らが所有し運転する自動車を改造する費用の一部を助成します。
- 16 障害者虐待防止事業** **30万円**  
障がい者の虐待の防止と早期発見、虐待の事実確認、虐待の認定、障がい者の一時保護や養護者に対する負担軽減のための支援など必要な措置を行います。
- 17 自立支援給付費支給事業** **8億9,008万円**  
障がい者施設への入所及び通所、又はホームヘルプサービスを必要としている方に対しサービスを提供します。

- 18 自立支援医療費支給事業** **6,595万円**  
身体障がい者（児）が更生のために必要とする医療費を給付します。  
精神通院医療については県事業ですが、申請書の提出先は市です。
- 19 放課後等デイサービス事業所開設支援事業** **400万円**  
放課後等における療育の場の充実を図るため、新たに放課後等デイサービス事業所を開設する者に対して、開設に要する費用の一部を補助します。

## ○保護係

### 【事業内容】

- 1 生活保護扶助費給付事業** **6億7,098万円**  
生活に困窮する市民が、生活を維持するためにその利用しうる現金、資産、稼働能力等を活用し、かつ扶養義務者からの扶養や他の法律による扶助をもってしても最低限度の生活ができない世帯に対し、生活、住宅、教育、医療等の扶助費を支給します。
- 2 生活保護適正化等事業** **533万円**  
生活保護の適正な運営を確保するため、診療報酬明細書の点検強化による医療扶助の適正化、新規申請及び被保護者の面接相談の体制整備を行います。
- 3 被保護者就労支援事業** **257万円**  
被保護者の就労支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、被保護者の早期就労及び自立促進を図ります。

## ○（まるごと相談室）まるごと相談係

### 【事業内容】

- 1 まるごと相談事業** **38万円**  
子ども、高齢者、障がい者、生活困窮者等複数の課にまたがる相談や異なる分野の複合的な悩み、関係法律の狭間にある悩み等を抱える市民を支援し、状況に応じた包括的な解決を図ります。